

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の可否	参考事情
336	平成23年4月25日 東京地裁立川支部 平22(ワ)1812号	損害賠償等 請求事件	◆弁護士法人である被告法人と債務整理委任契約を締結した多重債務者である原告が、被告法人は不当に本件委任契約を解除したなどとして、被告法人に対し、同契約の錯誤無効に基づく不当利得又は解除による預り金の返還を求めるとともに、被告法人の代表社員で弁護士である被告から誹謗中傷を受けたなどとして、被告らに対し、損害賠償を求めた事案	◆本件委任に要素の錯誤は認められないとして、錯誤無効の主張を排斥したが、被告法人による解除・辞任の正当性につき、原告にも責められるべき点があるといえ、その程度は被告法人との信頼関係を破壊し、本件委任の終了がやむを得ないといえる程度には達しておらず、かえって被告法人の辞任は後見的な配慮が不十分でやや性急なものであり、解除・辞任が相当でない特段の事情があるとして、被告法人が貸金業者から回収した過払金である本件預り金の一部返還を認め、一方、誹謗中傷による不法行為はこれを認めず、賠償請求は棄却した事例 ◆弁護士に対する債務整理の委任においては、弁護士が誠実に債務整理業務を行うことが委任契約の内容となっていることは明らかであるが、その後の弁護士の債務整理の業務に何らかの問題があったとしても、それは委任契約の締結時から見ると将来の事実であるから、原則として債務不履行の問題が生じるとはならない。錯誤無効の問題が生じるのは、委任契約の締結時における依頼者の委任契約の内容に関する認識を考慮し、依頼者が知らなかったと認められる事実のうち、弁護士が誠実に債務整理業務を行うことが期待される弁護士としての属性を欠くといえる事実がある場合に限られるとされた事例 ◆依頼者に債務不履行に一切該当する行為があつて、弁護士が委任契約を解除して、辞任した場合であっても、債務不履行の原因、程度、態様、弁護士の対応等の諸般の事情に照らして、その債務不履行が弁護士と依頼者との間の信頼関係を破壊するものではなく、辞任・解除が相当でない特段の事情が認められるときには、弁護士の帰責事由による委任契約の終了との評価を免れないとされた事例	9条1号:否	受任者である弁護士が請求することが可能な報酬額(実費含む。)を認定し、この限度であれば、「平均的な損害」を超えることはないとして、消費者契約法9条1号の適用を否定した。
337	平成23年1月20日 東京地裁 平22 (レ)1691号	保証債務請 求控訴事件	◆訴外Aの被控訴人に対する貸金債務につき連帯して保証していた控訴人が、被控訴人との間で当該債務の残金を分割して支払う旨の和解契約(21.9%の割合による遅延損害金)を締結したところ、控訴人が同和解契約に基づく支払債務の期限の利益を喪失したとして、被控訴人が控訴人に対し、残金全額の支払を求めた事案	◆本件和解契約は公序良俗に違反するものではないし、消費者契約法10条に違反するものではないとしたものの、本件和解契約は、貸金契約及び保証契約とは個別に創設的に締結された和解契約であり、それ自体として「金銭を目的とする消費借借契約」(利息制限法1条)に該当しないから、消費者契約法11条2項の適用はなく、同法9条2号の適用は排除されず、本件和解契約に定める遅延損害金の上限は、期限の利益喪失時より利率は年14.6%であるとして計算して、被控訴人の請求を一部認めた事例	9条2号:肯 10条:否 11条2項:否	貸金業者との任意の合意によって過払金の減免を行うことが、直ちに利息制限法の趣旨に反するということもできないから、本件確認事項が既に生じていた貸金業者に対する過払金元金及びその利息の返還請求権を債務者において放棄する内容のものであったとしても、そのことが直ちに本件確認事項の無効を招来するものではないとした。 利益喪失特約を適用することが信義則に違反するということもできないとした。 消費者契約法11条2項の適用はなく、同法9条2号の適用は排除されなかった。
338	平成22年11月12日 東京地裁 平21 (ワ)38231号	設備貸与残 存費用請求 事件	◆液化石油ガス(LPガス)の販売業者である原告が、被告との間でLPガス供給契約を締結した際、原告が被告所有建物に設置したLPガス消費設備の設置費用の支払方法及び被告が同契約を中途解約した場合の精算方法について合意(精算合意)をしたと主張して、精算合意に基づく精算価格の支払を求めた事案	◆精算合意がなされた際には、LPガス消費設備の所有権は既に付合によって被告に移転していたものと認められるところ、精算合意においては原告に消費設備の所有権が留保されていることを前提として買取等につき定められたものであるから、精算合意は要素に錯誤があつたものとして無効となるなどとして、請求を棄却した事例	9条1号:外	錯誤無効を認めため、消費者契約法の適用について判断しなかった。
339	平成22年11月9日 東京地裁 平21 (ワ)4449号	損害賠償等 請求事件	◆マンションの管理組合である原告が、管理組合発足前に共用部分につき締結された電気供給契約が過大であったとして、マンション販売会社や従前の管理会社に適正な契約電力等の説明義務違反や契約上の地位譲渡に関する契約義務違反を理由とする損害賠償請求をするとともに、電力会社に契約の取消し等による電気料金の不当利得返還を求めた事案	◆管理組合である原告は消費者契約法の「消費者」ではないとした上、新規物件の契約電力設定として、契約が過大であったとはいえないし、従前の管理委託業務を行っていた管理会社に新契約の電気料金が適切となるように助言すべき注意義務があるともいえないなどとして、請求を棄却した事例	2条:否 4条2項:外 9条1号:外 10条:外	マンション管理組合は「消費者」に該当しないとして、消費者契約法の適用を否定した。
340	平成22年10月29日 東京地裁 平20 (ワ)17540号	損害賠償請 求事件	◆コンビニエンスストアのフランチャイズチェーンを運営する原告が、フランチャイジーである被告Y1において、一方的に店舗を閉鎖し、半額セールを実施した上、その売上金を支払うよう求めたも応じなかったことなどから契約違反を理由に解除し、被告Y1及びその連帯保証人である被告Y2に対し、清算金、違約金及び損害賠償の支払を求めた事案	◆原告の説明義務違反、経営指導義務違反など背信性の高い債務不履行行為によって被告Y1が先に解除したことによって原告との契約は終了しているとの被告Y1の主張を排斥するなどして、原告の請求を認めた事例	2条:否 9条1号、2号 類推:外 10条類推: 外	フランチャイジーは「消費者」に該当しないとして、消費者契約法の適用を否定した。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
341	平成22年9月9日 東京地裁 平21(ワ)37573号	買取代金請求事件	◆原告が、本件建物に設置したLPガス設備(本件設備)の貸借及び売買予約の契約(本件契約)を被告との間で締結したとして、被告に対し、本件設備の時価相当額による買取及び遅延損害金の支払を請求した事案	◆本件設備は本件建物に從として付合し、本件建物の構成部分となっているところ、被告は、訴外F社との間の本件建物建設工事請負契約に基づき、同社に代金を支払ったことにより、本件設備をその一部とする本件建物の所有権を取得したとして、かかる所有権移転後に締結された本件契約は、もともと被告の所有に属する本件建物の一部に過ぎない本件設備について、原告が被告に無償で貸与し、所定の場合には被告がこれを買取る旨を合意したものであることとなり、原始的に履行が不能であるために無効であるとして、原告の請求を棄却した事例	9条1号:外	錯誤無効を認めため、消費者契約法の適用について判断しなかった。
342	平成22年7月27日 東京地裁 平20(ワ)14796号	預託金返還等請求事件	◆航空機の賃貸借や代理業務等を目的とする被告会社と原告が、原告の所有する航空機の管理委託契約を締結していたところ、原告が当該契約を約定に基づき解除して、被告会社が手数料名下に着服した金銭損害、原告が被告会社に預託した運行経費預託金及び未精算の収益金の支払を求めるとともに、被告会社代表者にも上記着服金損害の支払を求めた事案	◆解除の効力を争う被告らの主張を排斥して、被告会社に対する預託金返還請求及び未精算の収益金支払請求は認容したが、被告会社の手数料取得は契約に基づく正当なもので不正着服には理由がないとして、当該請求部分の被告会社代表者の責任も否定した上で棄却した事例	9条:外 10条:外	管理委託契約における解約制限条項について消費者契約法違反の主張がなされたが、契約書上、原告の解約は制限されないとして、消費者契約法の適用について判断しなかった。
343	平成22年5月28日 大阪地裁 平21(ワ)12036号	損害賠償請求事件	◆家賃を滞納していた借家人である原告が、原告の家賃の支払債務を保証していた家賃保証会社である被告の従業員から違法な取立行為等を受けたなどとして、損害賠償を求めた事案	◆本件従業員は、「督促状」という表題だけを見えるようにした書面を原告の居室の玄関ドアに貼り付けたことなどが認められるところ、本件従業員の当該行為は、他人に知られることを欲しないことが明らかな家賃等の支払状況というプライバシーに関する情報を不特定の人が知り得べき状況に置き、もって原告の名誉を毀損するものであるといえるから、社会通念上相当とされる限度を超える違法な取立行為であるなどとして、請求を一部認容した事例 ◆債権の取立行為の態様が、債務者の名誉を毀損し、あるいは、脅迫を伴うものであるなど、社会通念上相当とされる限度を超える場合には、有効な債権の取立行為であっても不法行為を構成する場合があるとされた事例	9条2号:外	取り立てた損害金について被告の主張の一部において、仮の主張として損害金の利率が消費者契約法9条2号所定の利率に反しているかについて言及されているが、原告がこの点について契約の無効等を主張しているのではなく、裁判所は判示において一切この点に触れなかった。
344	平成22年3月30日 最高裁第三小法廷 平21(受)1232号	学納金返還請求事件	◆専願等を資格要件としない大学の平成18年度の推薦入学試験に合格し、初年度に納付すべき範囲内の授業料等を納付して、当該大学との間で納付済みの授業料等は返還しない旨の特約の付された在学契約を締結した者が、入学年度開始後である平成18年4月5日に同契約を解除した場合において、学生募集要項に、一般入学試験の補欠者とされた者につき4月7日までに補欠合格の通知がない場合は不合格となる旨の記載があり、当該大学では入学年度開始後にも補欠合格者を決定することがあったなどの事情がある事案	◆専願等を資格要件としない大学の推薦入学試験に合格した者が入学年度開始後に在学契約を解除した場合において、本件授業料等は、解除に伴い当該大学に生ずべき平均的な損害を超えるものではないとして、いわゆる授業料等不返還特約が有効とされた事例	9条1号:否	4月1日以降に在学契約が解除されることは予定されておらず、授業料等は平均的な損害を超えるものではないと判断した。
345	平成22年2月25日 東京地裁 平20(ワ)16298号	損害賠償等請求事件	◆フランチャイズシステムによる英会話教室等の経営を行っている原告が、かつて原告のフランチャイジーであった被告らに対し、競争禁止義務に違反して契約終了後も英会話教室を営んでいると主張して、営業の差止め等を請求した事案	◆フランチャイズ契約の競争禁止義務条項は、原告の商圏確保と営業秘密の保護のために設けられたものであって、その趣旨・目的には必要性、合理性が認められ、期間を2年間とし、本件請求では被告の住所地を中心に半径5キロメートル以内の地域に限定していることなどから、当該条項を有効と認めるなどとして、請求を認容した事例	4条2項類推:否 9条1号類推:否	違約金条項の明示された誓約書についての元フランチャイジーからの消費者契約法違反の主張に対し、フランチャイジーは消費者でないこと、当該条項は十分理解可能なこと等を判示し、適用を否定した。
346	平成21年12月21日 東京地裁 平19(ワ)28512号	貸金請求事件	◆貸金業者である原告が、被告らとの各継続的金銭消費貸借契約に基づき、被告らに対して金員を請求した事案	◆被告らが主張した、原告の架空請求に基づく損害賠償請求や違法な計算方法による貸金請求に基づく損害賠償請求等による相殺の主張は認められないとして、貸金残金を計算して、原告の請求を一部認容した事例	9条2号:否	弁済内容に関する和解条項案が消費者契約法9条2号に反するとの被告抗弁に対して、利息制限法4条の規定が優先するとして否定した。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の可否	参考事情
347	平成21年12月4日 大阪地裁 平20(ワ)11723号	損害賠償等請求本訴事件、報酬金等請求反訴事件	◆本訴事件は、交通事故の被害者として弁護士である被告に損害賠償請求訴訟を委任した原告X1及び原告X2が、被告を解任したにもかかわらず被告が着手金等の費用の精算をせず、また、解任に際して原告らに精神的苦痛を与えたとして、各原告について、委任契約の終了又は不法行為に基づき着手金から必要な費用を控除した残額の107万8627円の支払を、委任契約上の義務違反の債務不履行又は不法行為による損害賠償請求権に基づき慰謝料30万円及び弁護士費用15万円の合計45万円の支払を、これらに対する紛議調停申立書が送付された後である平成18年5月10日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払をそれぞれ求めた事案	◆弁護士守秘義務違反を理由とする慰謝料請求が認容された事例 ◆弁護士である被告の依頼者である原告に対する委任契約に基づく報酬請求権の消滅時効の起算点は、原告が被告に対し訴訟代理人から解任する旨を通知した時であるとして、上記報酬請求権は短期消滅時効によって消滅したと判断された事例	9条：否	民法648条3項による報酬の請求は、損害賠償の予定や違約金の定めとは異なるものであって、消費者契約法9条は適用されないとされた。
348	平成21年11月16日 東京地裁 平20(ワ)17485号	和解金請求事件	◆ゴルフ会員権売買業者である原告が、被告に対して、被告所有のゴルフ会員権を原告から第三者に転売する契約が成立することを停止条件として原告と被告との間に上記会員権の売買契約を締結したのに、被告が売却意思を翻したとして、被告が自認した約定違約金の支払を内容とする和解契約に基づき、和解金の支払を求めた事案	◆上記和解契約の締結に際して原告が被告に告知した違約金額につき事実と異なる告知があったとして、消費者契約法4条1項1号による和解契約の取消しを認めて請求を棄却した事例	4条1項1号：肯 10条：否 9条1号：肯 3条1項：外	ゴルフ会員権の売却申し出の撤回により生じる一般的な損害は、広告宣伝費や名義書換準備のための実費及び販売管理費等であり、違約金として定めた490万円のうち49万円を超える部分は、消費者契約法9条1号より、無効とされた。さらに、この490万円の違約金の支払いが必要であるとの説明を前提とする和解契約は、同法4条1項1号の取消原因が存するとされた。
349	平成21年10月29日 東京高裁 平21(ネ)2936号	建物賃料請求控訴事件	◆不動産の管理等を業とする被控訴人会社が、飲食店等を経営する控訴人会社に対し、本件建物についての定期建物賃貸借契約の債務不履行による解除を理由として、本件建物の明渡しを求めるとともに、未払賃料並びに約定に係る賃料相当額の損害賠償等を求めた事案	◆被控訴人会社が本件建物を定期建物賃貸借契約により賃貸していることを前提に、被控訴人会社からの契約解除による建物明渡し、未払賃料請求についてはほぼ原審どおり認容したが、約定の違約金については、建物明渡し完了後6か月分を上回る定期期間満了までの賃料相当損害金請求を暴行行為として否定して、原判決を変更した事例	9条：外	建物明渡し完了後6か月分を上回る定期期間満了までの賃料相当損害金請求を暴行行為として否定したため、消費者契約法9条に係る主張については、判断の必要がないとされた。
350	平成21年10月21日 東京地裁 平20(ワ)5792号	土地建物所有権移転仮登記抹消登記等請求事件	◆本件土地建物の所有者であるX1が、X1の子であり、本件土地建物につき始期付所有権移転仮登記を経由しているY1に対し、所有権に基づく妨害排除請求として上記仮登記の抹消登記手続を求め、元妻であるY2に対し、X1名義の銀行預金口座の預金を勝手に引き出して着服した旨主張し、不法行為に基づく損害賠償請求をし、Y1及びY2が本件建物に係る賃料を着服した旨主張し、不法行為に基づく損害賠償請求をし、Y2及びX1が入居していた施設を運営するY3に対し、共謀の上X1を騙し施設に入居させ退去しようとするX1を監禁状態におき、よってX1に対し、本件施設への入居一時金及び月額利用料と同額の損害を与えたとして不法行為に基づく損害賠償を請求し、X1を代理して離婚調停事件を申し立てた弁護士であるX2が、Y2に対し、Y2のX2を被懲戒請求者とする懲戒申立は不法行為を構成する旨主張して不法行為に基づく損害賠償請求をした事案	◆X1とY1が死因贈与契約を締結したことや本件仮登記が同契約に基づくものであることが認められる等として本件仮登記の抹消手続請求を棄却し、Y2の本件預金の引き出しはX1の承諾によるものであり、本件預金及び賃料はX1の入院費用その他の費用に充てるために消費されたとしてY1及びY2に対する損害賠償請求を棄却し、本件施設への入居にX1は同意したとしてY2及びY3に対する損害賠償請求を棄却し、Y2の行った懲戒申立は弁護士懲戒制度の制度趣旨に照らし相当性を欠くものであったと認めるに足りる事情は見当たらないとして、X2のY2に対する損害賠償請求を棄却した事例	9条1号：否 10条：否	施設への入居契約中、入居一時金の30%相当分を入居日をもって取得すること等を定める条項につき、消費者契約法9条1号及び10条に反するものではないとした。
351	平成21年9月8日 東京地裁 平20(ワ)24606号	請負代金返還請求事件	◆住宅の設計業務委託等の契約を被告と締結した原告が、契約を解除したにもかかわらず内金を被告が返還しないとしてその返還を求めた事案	◆原告が自己都合により契約を解除したことは明らかであるとして、原告・被告間の契約は消費者契約にあたり、被告は受領済み金員の返還義務を負わないと定める条項は、受領した金員を違約金とする趣旨と解されるから、平均的な損害の額を超える部分については無効であるとして、本件においては、設計業務の報酬は請負金額の2.8%とされているところ、出来高としては完了に近い段階まで至っていたものと推認されるから、請負金額の2.5%が平均的な損害であるとしてこれを超える部分の返還を認めた事例	9条1号：肯	原告が契約時に支払った100万円のうち、出来高に応じ約84万円は被告に生じた平均的な損害と認定し、約15万円の返還請求を認めた。
352	平成21年8月7日 東京簡裁 平21(少コ)998号	敷金返還請求本訴事件(通常手続移行)、解約違約金等請求反訴事件	◆未払賃料を控除した後の敷金残額の返還を求めた本訴請求に対して、被告が原状回復費用、解約違約金及び未払賃料の支払を求めて反訴請求した事案	◆原状回復費用につき、通常損耗の場合でも、借主が費用を負担することが明確に合意されているとし、被告のルームクリーニングの費用の請求を認め、中途解約違約金条項については、賃料の1か月分を超える部分については消費者契約法9条1号に反し無効となるとして、賃料1か月分の限度で被告の主張を認めた事例	10条：否 9条1号：肯	本件の中途解約違約金条項は、1年未満で解約する場合は、賃料2ヶ月分の違約金の支払を義務付けていたところ、一律に無効としなければならないものではないとして、消費者契約法10条の適用を否定し、賃料1か月分を超える部分については、同法9条1号によって無効とされた。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の可否	参考事情
353	平成21年7月10日 横浜地裁 平19 (ワ)2840号	報酬契約金 請求事件	◆弁護士である原告が、被告から委任を受けた後、解任されたことに関し、未払着手金の支払を求めるとともに、いわゆるみなし成功報酬特約又は民法130条に基づくみなし条件成就を主張して、成功報酬の支払を求めた事案	◆弁護士委任契約における着手金とは、一般に、「事件又は法律事務の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果のいかんにかかわらず受任時に受けるべき委任事務処理の対価」をいうと解されること、着手金も本質的には「委任事務処理の対価」である以上、委任が履行の途中で終了した場合には、民法648条3項、650条1項に従った精算を予定するものと解され、仮に、委任の中途終了の場合でも着手金の精算を一切認めない旨が合意されていた場合には、当該合意は、消費者契約法9条1号又は10条の規定により全部又は一部が無効となるとされた事例 ◆本件解任は、原告の責めに帰することができない事由によるものであるとした上、報酬額、委任処理事務の程度、同事務処理に要した費用などから、未払着手金の支払請求を一部認めたものの、成功報酬請求については、本件特約が定めるみなし成功報酬は、その全額が違約金等としての性質を有し、また、本件で消費者契約法9条1号所定の「平均的な損害」は存在しないとして、本件特約を全部無効とした上、本件解任が民法130条の所定の故意による条件成就の妨害に該当するとは到底いえないとして、成功報酬支払請求を棄却した事例	9条1号：肯	消費者契約法9条1号を適用するが、「平均的な損害」は生じていないとして、本件特約の全部が無効とされた。
354	平成21年5月19日 東京地裁 平20 (ワ)7387号	入居金返還 請求事件	◆被告の設置運営する有料老人ホームに入居していた原告らが、当該老人ホームに入居した際に支払った一時金の一部を返還しない旨の原告らと被告との合意は、消費者契約法に違反し無効であるなどと主張して、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、上記一時金の返還等を求めた事案	◆入居一時金の償却合意は老人ホームの入居者の入居のための人的物的設備の維持等に係る諸費用の一部を補う目的、意義を有するものと解するのが相当であり、注意的な定めすぎないから、消費者契約法9条1号及び10条の適用要件を欠くとして、原告らの請求を棄却した事例	9条1号：否 10条：否	本件終身利用権金については、その納付後に入居契約が解除され、あるいは失効しても、その性質上被告はその返還義務を負うものではないから、本件終身利用権金の不返還合意は注意的な定めすぎないとされた。
355	平成21年2月20日 東京簡裁 平20 (少コ)3509号	解約予告不足金請求事 件	◆建物の賃貸人である原告が、賃借人である被告Aは賃貸借契約(本件契約)を即時解約したとして、被告A及び本件契約の連帯保証人である被告Bに対し、本件契約の約定に基づき賃料・共益費の6ヶ月分の金員を請求した事案	◆本件契約は、事業者たる原告と一般消費者である被告らとの間の消費者契約に該当する(消費者契約法2条3項)、一般の居住用建物の賃貸借契約であり、解約予告に代えて支払うべき違約金額の設定は、消費者契約法9条1号の「消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」に当たると解され、同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害を超えるものは当該を超える部分につき無効となるとした上で、本件において解約により原告が受けることがある平均的な損害は賃料・共益費の1ヶ月分相当額であり、1ヶ月分を超える違約金額を設定している本件約定は、その超える部分について無効と解すべきであるとして、賃料・共益費の1ヶ月分のみ請求を認めた事例	9条1号、2 号：肯 10条：否	賃貸借契約において、違約金・遅延損害利率を定める条項について、消費者契約法9条1号・2号を適用して無効とした。解約予告期間に関する条項について、10条の適用を否定した。
356	平成20年12月24日 東京地裁 平20 (ワ)18864号	建物明渡請 求事件	◆原告と被告両名との間の本件建物の定期賃貸借契約が終了したとして、原告が被告両名に対し、本件建物の明渡しを求めるとともに、被告両名及び本件契約に基づく被告両名の債務を連帯保証した被告Y31に対し、本件契約に基づく明渡遅延使用料及びこれに対する約定延滞損害金の支払を求めた事案	◆本件契約は平成20年12月12日に終了するとして、原告の主張のうち、建物明渡請求、賃料等の請求の一部を認容し、被告らによる消費者契約法違反の主張は認めなかった事例	9条1号：否 10条：否	賃貸借契約における明渡遅延使用料の支払義務を定める条項について、違約金を定める条項ではないとして消費者契約法9条1号の適用を否定し、被告らの利益を一方的に害するものといえないとして、同法10条の適用を否定した。
357	平成20年12月17日 東京高裁 平18 (ホ)141号	設備費用請 求控訴事件	◆LPガス消費設備につき、ガス供給業者と消費者との間で締結された補償費支払に関する合意が存在した事案	◆問題となった補償費に関連し、当該補償費は消費者契約法9条所定の違約金に該当すると解され、平均的な損害を超えた部分は無効となると、本件では、ガス供給業者に平均的な損害があるとは認められないとして、本件補償費全額が同条により無効とされた事例	9条1号：肯	LPガス設備の貸与契約に係る補償費の定めについて、LPガス消費設備の価格補填の目的に出たものといえず、貸与契約解除時に何等の対価なく消費者側に発生する金銭支払義務を定めたものであるとした上で、貸与契約による平均的な損害を超えて定められた違約金部分は消費者契約法9条1号により無効と判示した。
358	平成20年12月4日 東京地裁 平20 (ワ)8号	原状回復請 求事件	◆原告が、「復縁屋」などと呼ばれている業務を行う被告に対し、原告間で締結した知人の所在・身元の調査依頼契約等が無効であると主張して、不当利得返還請求権に基づき、支払済費用相当額の返還を求めた事案	◆本件契約条項の一部については消費者契約法違反としてその効力が否定されるものがあり得るが、契約全体が社会的相当性を著しく欠くとはいえず、また、被告において、契約履行のため、従業員及び外注先に調査業務を行わせ、相当額の支出をしたことなどの事情に鑑みれば、契約の各費用が暴利行為に当たるほど高額であるともいえないから、本件契約が公序良俗に違反して無効であるとはいえず、また契約に要素の錯誤もないとして、原告の請求が認められなかった事例	8条1項1号： 一部肯 9条1号：一 部肯	身元調査等の契約に関し、依頼者が契約の無効を主張し、その理由として消費者契約法10条も挙げたところ、損害責任の制限に係る規定など、消費者契約法8条1項1号、9条1号に違反する規定も一部にはあるが、全体としては同契約は公序良俗に反することはなく、錯誤無効も認められなかった。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
359	平成20年10月17日 東京地裁 平18 (ワ)3751号	卒業認定等 請求事件	◆被告が経営する高校に在学していた原告が、ホームルーム中に担任教師に暴行を加えたこと等を理由に退学処分を受けたことについて、退学処分は無効であり被告との在学関係は存続していると主張して、被告に対し、主位的に、卒業認定及び卒業証書の授与を、予備的に、原告が高校の生徒の地位にあることの確認を求めると共に、無効な退学処分を受けたことによる損害の賠償を求めた事案	◆被告が原告を退学処分したことと裁量権の逸脱は認められず、被告が原告の非違につき二重に処分した事実も認められないとした上で、被告が不法行為を行った事実は認められないなどとして、請求が棄却された事例	9条1号:否	退学処分に係る生徒側からの争いに付随し、一度納入された授業料について一切返還されないという学則の規定の消費者契約法9条1号該当性が争われたところ、裁判所は、年度途中における退学は予想がつかず、高校側は1年を単位として授業等の準備をしていることから、授業料分については平均的損害に該当するとして9条1号の適用を否定した。
360	平成20年 4月28日 東京地裁 平19 (シ)333号	授業料等返還請求控訴事件	◆被控訴人が設置する私立大学の平成16年度入学試験に合格し、入学金と授業料等を納付して大学との間で在学契約を締結した控訴人が、平成16年3月29日に電話で入学辞退の意思表示をして在学契約を解除したと主張して、被控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、納付済みの授業料等の返還を求めた事案	◆控訴人の保護者が同日に電話で入学辞退の意思表示をした旨の原審における証言は採用することができず、他に当該意思表示を認めるに足りる証拠はないとして、請求を棄却した原判決を相当として控訴を棄却した事例	9条1号:外	大学入学に際しての学納金返還訴訟に際し、前提事実として消費者契約法9条1号に係る最高裁判決への言及がなされたが、裁判所は当該条文については特に判断を示さなかった。
361	平成20年 4月18日 東京地裁 平18 (ワ)23800号	違約金等請求事件	◆原告A社が、被告甲に対して建物を買貸したものの同人が約定の保証金の支払を怠ったと主張して、被告甲に対しては賃貸借契約の約定に基づき、被告乙に対しては連帯保証契約に基づき、約定の違約金の支払を求め、原告B社が被告甲に対して賃貸借契約に関する媒介報酬の支払を求めた事案	◆原告ら主張の契約が締結された事実を認定した上で、契約締結につき被告らに錯誤は認められず、また、賃貸借契約の契約書は民法446条2項の書面に該当するとしたほか、本件賃貸借が事業用定期賃貸借契約に該当することなどから消費者契約法の適用があるか疑問があり、さらに仮にその適用があったとしても同法9条1号違反はないとして契約の有効性を認め、請求を全て認容した事例	9条1号:否	賃貸人から賃借人に対する保障金支払請求等の事案において、賃借人が抗弁として違約金条項に係る消費者契約法9条1号違反を主張したところ、裁判所は、賃貸借契約が事業用定期賃貸借であるため消費者契約法の適用があることには疑問があり、また賃料5か月分という違約金額は平均的損害額を超えているものではないとして抗弁を退けた。
362	平成20年 3月28日 福岡高裁 平19 (ネ)202号	手付金返還(本訴)、損害賠償(反訴)請求控訴事件	◆マンションの一室を被控訴人から購入した控訴人が被控訴人に対して理由のない契約解除により履行不能になったとして売買契約に基づく違約金の支払を求め、被控訴人が控訴人に対して代金不払による違約金の反訴請求をした事案	◆代金不払による解除を認め、違約金として認められる額を信義則上制限して反訴請求を一部認容した事例	9条1号:否 10条:否	建物の売買契約に係る違約金条項について、代金を支払わなかった購入者が消費者契約法9条1号及び10条違反を主張したところ、裁判所は、違約金の額については宅建業法38条に規定があるため、消費者契約法11条2項に従い、消費者契約法は適用されないと判断した。
363	平成20年 1月31日 東京地裁 平19 (ワ)6208号	履修料返還請求事件	◆履修料等を納付するなどして、被告大学の科目等履修生となった原告が、講座を三回受講した後、履修契約の解除を主張して被告大学に履修料の返還を求めたところ、被告大学が、履修料不返還特約の成立を主張して争った事案	◆同不返還特約は、在学契約の解除に伴う損害賠償額の予約又は違約金の定めの本質を有し、その目的、意義からして合理性を否定できず、履修料の額に、解除に伴い被告大学に生ずべき平均的な損害を超える部分は存しないとして、消費者契約法9条1項、10条の適用を認めず、原告の請求を棄却した事例	9条1号:否 10条:否	大学の科目等履修生である原告が被告大学に対して履修契約の解除及び履修料の返還を主張し、大学側が不返還特約の成立を主張したのに対し、当該特約が消費者契約法9条1号及び10条に反する旨原告側が主張した事案において、特約に定められた違約金の額は平均的損害の額を超えず、同法10条にも反しないとして原告の主張を退けた。
364	平成20年 1月18日 東京地裁 平19 (ワ)14167号	管理費等請求事件	◆一棟の建物の表示のマンションの区分所有者で組織する管理組合の管理者である原告が、本件区分建物を共有している被告らに対し、別紙計算書記載のとおり、本件マンションの平成11年1月分から平成19年5月分までの管理費と修繕積立金の合計185万3800円及びこれらに対する平成19年5月10日までの確定遅延損害金223万3461円の総合計408万7261円並びに内未払の管理費と修繕積立金の合計185万3800円に対する平成19年5月16日から支払済みまで管理規約所定の年30%の割合による遅延損害金の支払を求めた事案	◆区分所有者らの管理組合に対する管理費及び修繕積立金の支払債務は不可分債務に該当し、また遅延損害金を年30%と定めていることは公序良俗には反しないとした事例	9条2号:否	消費者契約法9条2号の趣旨に照らせば、遅延損害金を年30%と定めていることは公序良俗には反するとの主張に対し、マンションの管理規約は対等当事者で構成された団体の自治規範であり、非対等な契約当事者間の消費者契約とは異なるから、消費者契約法の適用対象とならないことはもとより、同法の趣旨を及ぼすべき対象とならないこともまた明らかであるとされた。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の可否	参考事情
365	平成19年11月27日 東京地裁 平19(ワ)15502号	建物明渡請求事件、敷金返還請求事件	◆甲事件は、原告Xが、被告Yに対し、本件建物についての原告Xと被告Yの間の賃貸借契約に基づき、平成19年7月22日に敷金23万6000円を相殺処理したことを前提として、同年6月16日(賃貸借契約終了日)までの未払賃料及び管理・共益費104万9097円及び同年11月2日(口頭弁論終結日)までの未払約定遅延損害金5万4026円並びに同年6月17日から同年7月22日(本件建物明渡日)までの明渡遅延損害金27万7616円の合計138万0739円と、そのうち未払賃料及び管理・共益費104万9097円に対する平成19年11月3日から支払済みまで年18.25%の割合による約定遅延損害金の支払を求めた事案 ◆乙事件は、被告Yが、原告Xに対し、本件建物についての原告Xと被告Yの間の賃貸借契約が終了し、平成19年7月22日に本件建物を明け渡したとして、被告Yが原告Xに交付した敷金23万6000円及びこれに対する本件建物明渡の日の翌日である平成19年7月23日から支払済みまで民法所定の年5%の割合による遅延損害金の支払を求めた事案	◆被告Yは、賃料減額の合意があったこと、及び賃料等の遅延損害金の約定が消費者契約法に反すること等を主張したが、いずれも採用せず、原告Xの請求を認容した事例	9条2号:外	本件賃貸借契約の締結が、消費者契約法施行前であったため、同法の適用はないとされた。
366	平成19年9月21日 東京地裁 平19(ワ)6004号	建物明渡請求事件	◆原告が、被告に対し、被告の賃料不払を理由に本件建物の賃貸借契約を解除したとして、賃貸借契約終了に基づく目的物返還請求権により本件建物の明渡しを、賃貸借契約に基づく賃料支払請求権により、滞納賃料及び滞納共益費並びにこれらに対する遅延損害金の支払を、履行遅滞に基づく損害賠償請求権により、明渡し済みまでの使用相当損害金の支払を求めたのに対し、被告が、破産免責及び消費者契約法違反の抗弁を主張した事案	◆本件建物の明渡し及び破産手続廃止までの債権については免責の対象となるとして破産手続廃止の翌日からの賃料相当損害金の請求を認めた事例	9条1号:外 10条:外	被告は、賃料の2倍の割合による損害金条項につき、消費者契約法9条1号又は10条により無効であると主張したが、本件賃貸借契約の締結は、消費者契約法の施行前であり、同法の適用はないとされた。また、当該条項について、相場より安く賃料が設定されている等の事情を考慮し、公序良俗に反するものでもないとした。
367	平成19年6月26日 東京地裁 平17(ワ)18247号	ロイヤルティ等請求事件	◆運転代行業のフランチャイズチェーンを展開する原告が、フランチャイジーの債務を保証した被告に対し、ロイヤルティ、自動車賃料残額等の支払を求めた事案	◆車両の賃貸借契約を裏付けるに足りる証拠はないことから、原告の請求のうち車両賃貸借契約に基づくものは理由がないとし、フランチャイジーは、交渉過程において、契約を締結するかどうかを判断するために重要な事実について可能な限り客観的・正確・適正な情報を開示・提供する義務があるが、原告が加盟店の募集に当たりその誘因の手段として、重要な事項について十分な開示を行わず、又は虚偽若しくは誇大な開示を行ったとは認められないとして、請求を一部認容した事例	9条2号:外	原告が、遅延損害金の請求につき、消費者契約法の制限の範囲内である年14.6%に限って請求したものである。この点で消費者契約法について言及されているものの、消費者契約法については争点となっておらず、判決でも触れられなかった。
368	平成19年5月28日 東京地裁 平18(シ)514号	キャンセル料支払請求控訴事件	◆料理店を営んでいる会社である原告が、同僚Bとともに職場の忘年会の幹事であった被告に対し、忘年会のキャンセル料の支払に関する特約があったと主張して、Bが忘年会のキャンセルの申出をした際に原告との間でキャンセル料の支払に関する交渉に当たっていた被告に対し当該特約に基づくキャンセル料等の支払を求め、原判決においては、原告の請求が全部棄却されたため、原告が控訴した事案	◆Bと被控訴人との間で債務引受け等がなされたとの事實は認められないので被控訴人に本件キャンセル料を請求できないこと、そもそも控訴人とBとの間で本件特約が成立したことは認められないことを理由に、控訴を棄却した事例	9条1号:外	忘年会の3週間前のキャンセルにつき予約代金の60%ものキャンセル料が発生するという特約につき、消費者契約法9条1号に反し一部無効であるとの主張がされたが、そもそも特約の成立が認められないとされ、消費者契約法9条1号については判断されなかった。
369	平成18年12月22日 最高裁第二小法廷 平17(受)1762号	学納金返還請求事件	◆いわゆる鍼灸学校の入学試験に合格し、同学校との間で納付済みの授業料等を返還しない旨の特約の付された在学契約を締結した者が、入学年度の始まる数日前に同契約を解除したとして、授業料等の返還を求めた事案	◆納付済みの授業料等を返還しない旨の特約が消費者契約法9条1号により無効とされた事例	9条1号:肯 10条:否	在学契約における授業料等を返還しない旨の特約について、消費者契約法9条1号違反により無効とした。10条違反は否定した。
370	平成18年11月27日 最高裁第二小法廷 平18(受)1130号	不当利得返還請求事件	◆上告人が、被上告人大学への入学を辞退して本件在学契約を解除したなどとして、被上告人大学に対し、不当利得返還請求権に基づき、本件学生納付金相当額から返還済みの本件後援会費相当額を控除した残額及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案	◆大学の入学試験に合格し、納付済みの授業料等の返還を制限する旨の特約のある在学契約を締結した者が、同大学の職員から入学式に出席しなければ入学辞退として取り扱われ、入学式に欠席した場合において、同大学が同特約が有効である旨主張することは許されないとされた事例	9条1号:肯 10条:否	授業料の不返還合意について、平均的損害はないとして、消費者契約法9条1号を適用して無効とした。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
371	平成18年11月27日 最高裁第二小法廷 平17(受)1437号	学納金返還請求事件	◆原告らが、それぞれ、被告大学への入学を辞退して被告大学との間の在学契約を解除したなどとして、被告大学に対し、不当利得返還請求権に基づき、本件学納付金相当額及びこれらに対する遅延損害金の支払を求めた事案	◆入学手続要項等に「入学式を無断欠席した場合には入学を辞退したものとみなす」、「入学式を無断欠席した場合には入学を取り消す」等の記載がある大学の入学試験の合格者と当該大学との間の在学契約における納付済みの授業料等を返還しない旨の特約は、入学式の日までに明示又は黙示に同契約が解除された場合には、原則として、当該大学に生ずべき消費者契約法9条1号所定の平均的な損害は存しないものとして、同号によりすべて無効となるとして、授業料等の返還請求を認容した事例	9条1号:肯 10条:否	授業料等の不返還特約について、入学式の日までに契約が解除された場合は、平均的な損害は存しないとして、全部無効となるとした。
372	平成18年11月27日 最高裁第二小法廷 平17(受)1158号	不当利得返還請求事件	◆原告らが、それぞれ、被告大学への入学を辞退して被告大学との間の在学契約を解除したなどとして、被告大学に対し、不当利得返還請求権に基づき、本件学納付金相当額及びこれらに対する遅延損害金の支払を求めた事案	◆大学の入学試験の合格者と当該大学との間の在学契約における納付済みの授業料等を返還しない旨の特約は、国立大学及び公立大学の後期日程入学試験の合格者の発表が例年三月二四日ころまでに行われ、そのころまでには私立大学の正規合格者の発表もほぼ終了し、補欠合格者の発表もほとんどが三月下旬までに行われているという実情の下においては、同契約の解除の意思表示が大学の入学年度が始まる四月一日の前日である三月三一日までにされた場合には、原則として、当該大学に生ずべき消費者契約法9条1号所定の平均的な損害は存しないものとして、同号によりすべて無効となり、同契約の解除の意思表示が同日よりも後にされた場合には、原則として、上記授業料等が初年度に納付すべき範囲内のものにとどまる限り、上記平均的な損害を超える部分は存しないものとして、すべて有効となるとして、授業料等の返還請求を認容した事例	9条1号:肯 10条:否	授業料等の不返還特約について、解除の意思表示が3月31日までにされた場合は、平均的な損害は存しないとして、全部無効となるとした。
373	平成18年11月27日 最高裁第二小法廷 平17(才)886号	不当利得返還請求事件	◆学校教育法所定の大学を設置する被告らが実施した入学試験に合格して被告らとの間で在学契約を締結し、入学時納入金を支払ったものの、その後、他大学に入学するために同契約を解除したと主張する原告らが、被告らに対し、入学時納入金を返還しない旨の合意は無効であるとして、不当利得に基づき各納入金相当額及びこれに対する請求(本件訴状の送達)の日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案	◆消費者契約法9条1号は、憲法29条に違反しないとして、上告を棄却した事例	9条1号:外	消費者契約法9条1号の適用の有無ではなく、同号の合憲性が判断された。
374	平成18年6月27日 東京地裁 平16 (ワ)7327号	不当利得返還請求事件	◆被告らが開設する大学の入学試験に合格し、入学金及び授業料等の入学時納入金を納入した後に、他の大学への入学等を理由に入学を辞退した原告らが、被告らの入学手続書等に定められている学納金の不返還合意は無効であり、被告らは原告らが納入した学納金を法律上の原因なく取得しているとして、不当利得に基づき、学納金の返還を求めた事案	◆三月三一日までに大学との間で在学契約を解除した場合には、原告らの入学辞退によって被告大学らには平均的な損害は発生しておらず、学納金不返還の合意は授業料等の不返還を規定する限りにおいて消費者契約法9条1号によって無効になると判断された事例	9条1号:肯 10条:否	授業料の不返還合意について、平均的な損害はないとして、消費者契約法9条1号を適用して無効とした。
375	平成18年5月25日 東京地裁 平17 (ワ)16768号	入学金返還請求事件	◆被告大学へ合格して入学金のほか授業料、教育充実費等を支払った原告が、入学注意事項には入学辞退の一定期限後は納付金は一切返還しない旨の記載(不返還特約)があったものの、その後入学を辞退したことから、納付金の不当利得返還を請求した事案	◆本件不返還特約は消費者契約法9条1号により無効であるとして、入学金を除いて原告が請求したところの納付金につき請求を認容した事例	9条1号:肯 10条:外	授業料の不返還合意について、平均的な損害はないとして、消費者契約法9条1号を適用して無効とした。
376	平成18年1月31日 東京地裁 平16 (ワ)14344号	学納金返還請求事件	◆被告が設置する大学に合格し、入学金や授業料等(以下「入学時納入金」という。)を納入した後、他大学への入学を理由に入学を辞退した原告が、不当利得返還請求権に基づき、被告に対し、入学時納入金の返還及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案	◆在学契約の解消につき、入学金は大学に入学し得る地位を取得することなどの対価であり、大学はその返還をすることを要しないが、入学予定者の入学辞退により何らかの平均的な損害はないものと認めるのが相当であるから、授業料及び教育充実費を返還することを要しない旨の合意は消費者契約法九条一項により無効であり、被告大学はこれを返還することを要するとされた事例	9条1号:肯	授業料の不返還合意について、平均的な損害はないとして、消費者契約法9条1号を適用して無効とした。
377	平成17年9月9日 東京地裁 平17 (レ)67号	不当利得返還請求控訴事件	◆控訴人は、本件においては控訴人と被控訴人との間で未だ結婚式場利用契約が成立していないこと及び申込みを撤回した場合の取消料条項は消費者契約法10条に反し無効であることを主張して、被控訴人に対し、不当利得に基づいて、予約金の返還等を求めた事案	◆結婚式場利用契約に付された予約取消料条項が、挙式予定日の一年以上前にされた予約取消しに関する限度で、消費者契約法9条1号により無効であるとし、申込金の返還請求が認められた事例	9条1号:肯 10条:否	結婚式場利用契約の予約取消料条項について、契約が成立しているため消費者契約法10条違反の前提を欠くとしたが、予約の解除によって被控訴人に何らかの損害が生じたことと認めることはできないとして、同法9条1号の適用を認めた。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
378	平成17年7月21日 東京地裁 平16 (ワ)21104号	不当利得返還請求事件	◆大学入学を辞退した原告らが、受験して合格した大学の開設者である被告らに対し、在学契約を締結し、入学金及び前納授業料等を納めた後、当該在学契約を解除して、不当利得返還請求権に基づき入学金及び前納授業料等の返還を求めた事案	◆入学金の返還は要しないが、前納授業料等については入学式前に入学辞退した場合には返還すべきであるとした事例	9条1号:肯 10条:外	授業料不返還特約について、平均的な損害は存しないとして、全部無効とした。
379	平成17年4月28日 横浜地裁 平15 (ワ)3452号	不当利得返還請求事件	◆大学の合格者が入学金納付後新年度開始前に当該大学への入学を辞退した事案	◆大学は、入学辞退者に対し入学金を返還すべきであるとされた事例	9条1号:肯	いわゆる学納金返還訴訟における新年度開始前の入学辞退者について、返還金不返還特約が、入学辞退時点等との関係で平均的な損害を超える部分があるため、その部分については無効と判断した。
380	平成17年4月22日 大阪高裁 平16 (ホ)1083号	学納金返還請求控訴事件	◆原告が被告大学に対して、一旦納入した学納金の返還を求めるいわゆる学納金返還訴訟の事案	◆不返還部分のうち授業料等については法9条1号の平均的な損害を超えるものであるため無効であるが、特約自体が10条違反により無効とならないとした事例	9条1号:肯 10条:否	学納金返還訴訟において、不返還特約のうち、授業料等の不返還を定める箇所について、消費者契約法9条1号の平均的な損害を超えるとする一方、特約自体について同法10条違反により無効となることはないとした。
381	平成17年3月15日 東京地裁 平16 (ワ)13205号	貸金等請求本訴、不当利得返還等請求反訴事件	◆大手貸金業者である原告が、被告に対し、カードキャッシング契約に基づく貸金の返済を求めた(本訴)のに対し、被告が、第三者が原告に対して有する不当利得返還請求権を譲り受けたとしてその返還を求めるとともに、原告が違法な和解を強要したこと等による不法行為に基づく50万円の損害賠償を併せて請求した事案	◆特定の法律事務所の弁護士らが主体となり、報酬を得る目的で、業として、債務整理を受任した依頼者のうちから大手消費者金融業者甲に対して不当利得返還請求権を有している不特定多数の者から甲に対して貸金債務を負担している不特定多数の者に同請求権を譲渡させ、これらの権利実現を訴訟等の手段を用いて実行している場合において、このような債権譲渡は、公序良俗に反し無効であるとされた事例	9条2号:否	債務整理目的の債権譲渡を行った被告に対し、原告が当該債権譲渡は無効と主張した反訴において、被告が行った、債務整理交渉において損害賠償予定額を年18%とした合意が消費者契約法9条2号に反するという主張に対し、利息制限法が優先適用されることとして認めなかった。
382	平成17年3月10日 東京高裁 平16 (ホ)2715号	各不当利得返還請求控訴事件	◆原告が被告大学に対して、一旦納入した学納金の返還を求めるいわゆる学納金返還訴訟の事案	◆不返還部分のうち授業料等については法9条1号の平均的な損害を超えるものであるため無効であるが、特約自体が10条違反により無効とならないとした事例	9条1号:肯 10条:否	学納金返還訴訟において、不返還特約のうち、平均的な損害を辞退者が全在籍期間に納入すべき総額相当額または入学辞退者の初年度入金額と定める箇所について、消費者契約法9条1号の平均的な損害を超えるとする一方、特約自体について同法10条違反により無効となることはないとした。
383	平成16年12月20日 東京地裁 平14 (ワ)28684号	各不当利得返還請求事件	◆原告らが入学手続き時に支払った入学金、授業料等の学納金が、その後の他大学への進学決定等を理由とする原告らの入学辞退により、被告学校法人らの不当利得になったとして、不当利得返還請求に基づきその返還を求めた事案	◆入学金は合格者が入学資格を取得するための権利金としての性格を有することからその不返還特約は有効であるが、授業料等については、その全額が「同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害」を超過するとして、その不返還特約が無効であると判断された事例	9条1号:肯 10条:否	学納金返還訴訟において、不返還特約のうち、授業料等の不返還を定める箇所について、消費者契約法9条1号の平均的な損害を超えるとする一方、特約自体について同法10条違反により無効となることはないとした。
384	平成16年7月29日 東京地裁 平15 (ワ)4485号	違約金請求事件	◆ゴルフ会員権の売買を業とする原告が、被告との間でゴルフ会員権の売買契約が成立したにもかかわらず被告がこれを事後に撤回したとして、被告に対し、違約金の支払を求めた事案	◆消費者契約法9条1号は、民法420条を前提として違約金の合意に基づく権利発生を定めたものとして権利障害規定に該当するから、法律効果の発生によって利益を受ける側の消費者がその立証責任を負っている旨判示した事例	9条1号:否	ゴルフ場の会員権の売買における業者から注文をキャンセルした買主に対する違約金支払請求において、買主が、購入希望価格の2割と定められている違約金について、消費者契約法9条1号に反するとの主張を行ったが、同条項の立証責任は消費者の側が負うところ本件では9条1号に反することの立証がなされていないとした。
385	平成16年7月23日 東京地裁 平15 (ワ)23319号	大学入学金等返還請求事件	◆いわゆる学納金返還訴訟の事案	◆大学が定めた授業料等返還約款が、暴利行為に該当せず、消費者契約法10条、同9条1号にも反しないとされた事例	9条1号:否 10条:否	学納金返還訴訟において、不返還特約のうち、授業料等の不返還を定める箇所について、消費者契約法9条1号の平均的な損害を超えることもなく、特約自体について10条違反により無効となることはないとした。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
386	平成16年7月21日 東京地裁 平15(シ)368号	手術料返還請求控訴事件	◆美容整形手術契約において、患者の都合により手術を取り消した場合の違約金の支払義務を定めた条項が問題となった事案	◆違約金条項について平均的損害を超えるものと認められないと判示された事例	9条1号:否	まぶたに係る美容外科手術について、手術の直前に取消した原告が被告に対して、契約の取消等を主張して、支払い済みの代金の返還等を求めた事案において、支払った手術料である63万円を違約金とする旨の条項について消費者契約法9条1号違反を主張したところ、他の医院でも同様の条項を定めていること等に鑑み、同条項違反とはしなかった。
387	平成16年5月26日 東京高裁 平16(ネ)1432号	求償金請求控訴事件	◆信用保証会社との間で締結された信用保証委託契約に基づく遅延損害金の定めに関する事案	◆消費者契約法9条2号所定の年14.6パーセントを超える部分が無効とされた事例	9条2号:肯	信用保証会社からの遅延損害金請求において、遅延損害金のうち消費者契約法9条2号に反する部分が無効とされた。
388	平成16年4月30日 東京地裁 平14(フ)20659号	不当利得返還請求事件	◆いわゆる学納金返還訴訟の事案	◆大学との間で在学契約を締結し入学時納入金を支払い入学予定者となった者が入学を辞退した場合、入学時納入金のうち入学金については大学にその返還を求めるとはできないが、授業料、施設整備費等、学生会費、父兄会費、保険料等は特段の約束のない限り返還を求めるとことができると解した事例 ◆入学時納入金不返還の合意が公序良俗に反して無効とはいえないと判示した事例 ◆入学時納入金不返還の合意による損害賠償額の予定ないし違約金が消費者契約法9条1号の平均的損害を超えるかどうかを具体的に判断した事例	9条1号:肯 10条:否	学納金返還訴訟において、不返還特約のうち、授業料等の不返還を定める箇所について、消費者契約法9条1号の平均的損害を各原告毎に個別に判断したが、特約自体について同法10条違反により無効となることはないとした。
389	平成16年3月30日 東京地裁 平14(フ)26066号	不当利得返還請求事件	◆いわゆる学納金返還訴訟の事案	◆私立大学の入学時納入金の内、入学金は在学契約上の地位の取得についての対価と見ることができるとして、その相当額については、入学辞退者からの返還請求が認められなかった事例 ◆私立大学の在学契約については、委任に関する民法651条2項ただし書は適用されず、入学時納入金についてなされた入学辞退者ないし退学者との間での不返還合意は公序良俗に反するとはいえないとされた事例 ◆私立大学の在学契約についても消費者契約法が適用され、入学辞退者に、入学時納入金を返還しない合意の内、入学金を超える部分は、損害賠償予定の金額とみるべきであるが、その金額は平均的損害を超えるもので無効とされ、返還請求が認められたが、中途退学者については、当該年度に納入すべき金額が平均的損害となるとされ、返還請求が認められなかった事例	9条1号:肯 10条:否	学納金返還訴訟において、不返還特約のうち、入学辞退者が明らかに授業開始前に在学契約を解除したと認めない限り、大学等に受け入れ態勢の整備に要した費用等の損害が生じたとする一方、特約自体について消費者契約法10条違反により無効となることはないとした。
390	平成16年3月22日 東京地裁 平14(フ)20623号	不当利得返還請求事件	◆大学入学試験合格者が、入学金・前納授業料等の入学時納入金を支払った後、入学を辞退し、大学に対し入学時納入金の返還を求めた事案	◆入学金は当該大学に入学する権利を確保するための権利金(入学し得る地位を獲得するための対価)であるとして、大学からの返還が認められなかった事例 ◆大学入学試験合格者と大学との間の在学契約が消費者契約として、消費者契約法の適用対象となつた事例 ◆入学辞退者に入学時納入金を返還しない特約のうち前納授業料等の部分は、消費者契約法9条所定の損害賠償の予定に当たり、在学契約の解除に伴って発生する平均的損害は存在しないとして前納授業料等の不返還特約分が無効とされた事例	9条1号:肯 10条:否	入学金については、損害賠償の予定又は違約金の性質を有するものではないため、消費者契約法9条1号を適用する余地はないとし、前納授業料等については、公序良俗違反及び同法10条違反の主張は排斥したものの、同法9条1号より、前納授業料等の不返還特約分が無効とされた。
391	平成16年3月5日 大阪地裁 平14(フ)6380号	学納金返還請求事件	◆被告大学又は被告女子大学の平成14年度入学試験に合格し、入学手続を行った原告らが、後日、被告大学等への入学を辞退したことから、入学手続の際に納入した入学金又は授業料等(以下、入学手続の際に大学に対して納入する金銭を総称して「学納金」という。)が不当利得となるとして、原告らが、被告に対し、上記学納金及びそれに対する遅延損害金の支払を求めた事案	◆4月1日以降に在学契約を解除された場合に私立大学に生ずべき平均的な損害の額は、初年度春学期の授業料等の額と同額であると認めるのが相当であるとし、本件特約を有効とし、3月31日以前にそれぞれ在学契約を解除した原告については、本件特約中、第2次手続に要した学納金(ただし、学会費等は除く。)を返還しないとする部分は、私立大学に生ずべき平均的な損害の額を超えることから、本件特約はその範囲で無効であるとし、請求を一部認容した事例	9条1号:一部肯 10条:否	3月31日以前に在学契約を解除した者についてのみ、本件特約中、第2次手続に要した学納金を返還しないとする部分が消費者契約法9条1号に反し、無効であるとし、同法10条及び公序良俗違反の主張は排斥した。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の可否	参考事情
392	平成16年2月18日 岡山地裁 平14 (ワ)1058号	学納金返還請求事件	◆被告大学を設置する被告学校法人と準委任契約である在学契約を締結したとする原告らが、同契約を解約した結果、既払の学納金は不当利得となるとして、被告に対し、その返還を求めた事案	◆学納金のうち入学金は入学手続完了者の入学資格の対価であるから、本件解約によっては返還を求めることはできないが、授業料等は教育の提供の対価であるから、教育の提供を受ける機会のない時期に本件解約をした原告らには授業料等の不当利得返還請求権があるとした上で、本件契約の特約のうち入学金を除く本件金員の返還を認めない部分は、消費者契約法9条1号により無効であるとしたが、本件特約のうち入学金の返還を認めない部分は、同法10条及び民法90条に反するとは認められないとして、授業料等の不当利得返還請求のみを認容した事例	9条1号:肯 10条:否	本件契約の特約のうち入学金を除く本件金員の返還を認めない部分は、消費者契約法9条1号により無効であるとしたが、本件特約のうち入学金の返還を認めない部分は、同法10条及び民法90条に反するとは認められないとした。
393	平成16年2月5日 東京地裁 平15 (ワ)28402号	求償金請求事件	◆銀行と金銭消費貸借契約を締結した被告との間で、同契約の借入債務の保証委託をした信用保証会社である原告が、本件借入債務を銀行に支払ったとして、本件保証委託契約に基づき求償金等の支払を求めた事案	◆請求原因事実につき当事者間に争いがなかったとして、本件保証委託契約は、消費者契約法施行期日後に消費者である被告と事業者である原告との間で締結されたものであるから消費者契約法が適用され、その結果、本件保証委託契約における遅延損害金についての定めのうち、同法9条2号所定の年14.6パーセントを超える部分は無効であるとして、請求を一部認容した事例	9条2号:肯	本件保証委託契約における遅延損害金についての定め(年18.25%)のうち、消費者契約法9条2号所定の年14.6パーセントを超える部分は無効となるした。
394	平成16年1月21日 大阪地裁 平14 (ワ)6372号	学納金返還請求事件	◆被告大学の入学試験に合格した原告が、在学契約を解除したとして、不当利得返還請求を行った事案	◆平成一四年四月に私立大学に入学し、同年七月に退学した学生の納付した授業料について、不返還特約は無効であるとして、その一部の返還請求が認められた事例	9条1号:肯 10条:外	本件不返還特約のうち、少なくとも授業料及び委託徴収金に関しては、民法上返還すべき授業料及び委託徴収金の返還義務を免れさせるものであるから、消費者契約法9条1号にいう「損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」に該当するとされた。同法10条については、判断がなされなかった。
395	平成15年12月26日 大阪地裁 平14 (ワ)6375号	学納金返還請求事件	◆被告の設置する私立大学の実施した入学試験に合格して、被告との間で在学契約を締結し、学納金を納付したが、その後、入学を辞退して、同契約を解除したと主張する原告らが、被告に対し、入学金等を一切返還しない旨の合意は無効であるとして、不当利得返還請求権に基づき、入学金等の返還の支払を求めた事案	◆学納金のうち入学金については返還する必要はないとしたものの、授業料等(学納金のうち入学金を除いたもの)については返還すべき義務があるとし、この部分の不返還特約については消費者契約法9条により全部無効であるなどとして、原告らの請求のうち一部を認容した事例	9条1号:肯	授業料等の不返還特約につき、消費者契約法9条1号より無効であるとされ、10条については判断されず、公序良俗違反、信義則違反の主張については排斥された。
396	平成15年12月24日 神戸地裁 平14 (ワ)1409号	各学納金返還請求事件	◆被告が設置運営する大学に合格し、入学に必要な手続を行った原告らが、合格発表の時点で被告と原告らとの間で準委任契約である在学契約が成立し、その後、被告への入学を辞退し、在学契約を解除したとして、不当利得返還請求権に基づき、被告に対し、入学金、前期授業料、前期施設設備費及び前期教育充実費の返還を求めた事案	◆入学金の返還請求を認めず、入学金以外の授業料等に関しては、原告らが、対価である学校教育業務の提供を受ける前である4月1日までに各自の在学契約を解除していれば、各原告において学納金の返還を被告に対して求めることができるが、被告と原告らとの間の在学契約の解除は一方的な電話による通知などでは足りず、同大学教務部において準備される退学願を教務部に提出して行か、代替し得る客観的に明確な方法で通知する必要があるところ、原告らはこれらの主張立証をしていないとして、原告らの請求を全て棄却した事例	9条1号:否 10条:否	入学金については、消費者契約法9条の損害賠償の額の予定又は違約金の定めには当たらないとし、授業料については、3月31日までに在学契約を解除したとは認められないため、授業料等の返還を求める地位を失ったとされた。
397	平成15年12月24日 京都地裁 平14 (ワ)1814号	学納金返還請求事件	◆被告の設置する大学に合格し、被告に対して入学金、授業料及び施設設備費(合わせて学納金という)を支払ったものの入学を辞退した原告が、学納金を返還しない旨の条項(本件不返還条項)が消費者契約法9条若しくは10条又は民法90条により無効であるとして、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、支払った学納金の返還を求めた事案	◆入学金については本件不返還条項が、消費者契約法9条若しくは10条又は民法90条によって無効となるか否かということは問題とならないなどとして、入学金返還については認めなかったものの、本件不返還条項のうち、授業料及び施設設備費を返還しない旨を定めた部分は、消費者契約法9条1号により、その全部が無効になるというべきであるから、被告は原告に対し、授業料及び施設設備費を返還すべき義務を負うなどとして、請求の一部を認容した事例	9条1号:肯 10条:外	授業料及び施設設備費を返還しない旨を定めた部分は、消費者契約法9条1号により、その全部が無効になるとして、10条及び公序良俗違反の点については判断しなかった。
398	平成15年11月27日 京都地裁 平14 (ワ)1815号	学納金返還請求事件	◆被告が設置する大学に合格し、被告に入学金、前期授業料等の納付金を支払った原告らが、その後被告大学への入学を辞退したにもかかわらず、被告が入学試験要項等にこれらの納付金を返還しない旨の条項があることなどを理由にこれを返還しないことについて、かかる特約は無効であるなどと主張して、原告A、同C、同D及び同Eにあっては納付済みの前期授業料及び前期施設設備費相当額、原告B及び同Fにあっては納付済みの入学金相当額の支払をそれぞれ求めた事案	◆入学金については、入学内定者が入学辞退をしても、そもそも被告が返還義務を負うことはないというべきであり、入学辞退者は学納金不返還条項の有無にかかわらず、被告に対し、返還を求めることはできないとして、原告B、同Fの請求を棄却したものの、前期授業料及び前期施設設備費については、被告は、原則として入学宣誓式までに入学を辞退した者に対しその返還義務を負うのであり、また、本件不返還条項はそのすべてが消費者契約法9条1号により無効であるとして、原告A、同C、同D及び同Eの請求を認めた事例	9条1号:肯	入学金については、学納金不返還条項の有無にかかわらず、被告が返還義務を負うものではないとし、前納授業料等については、公序良俗違反の主張は排斥したものの、消費者契約法9条1号より、前納授業料等の不返還特約分が無効とされた。同法10条については判断しなかった。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
399	平成15年11月26日 東京地裁 平14 (ワ)27108号	契約金請求 事件	◆被告らとの間で国際結婚仲介契約を締結したとするコンサルタント会社(原告)が、中国人女性を紹介したにもかかわらず、被告らが中国への渡航を中止したとして、違約金等の支払を求めた事案	◆損害賠償額の予定が消費者契約法9条に違反しないとされた事例 ◆契約者が契約を解約するときには、原告が定める解約書を提出することによって行う旨、及び提出されたパスポートは一切返却しない旨の定めが、いずれも消費者契約法10条に違反して無効ではあるが、契約全体が無効となるものではないとして、違約金の請求が一部認容された事例	4条:否 9条:否 10条:一部 肯	本件契約第3条には、「提出されたパスポートは一切返却しない」との規定があるところ、同条は消費者の海外渡航の自由を制限するものであって無効というべきである。しかし、同規定があり、また上記のとおり解約制限規定があるとしても、そのことから、当該条項が無効であることは別として、本件契約全体が無効ということとはできない、とされた。
400	平成15年11月7日 大阪地裁 平14 (ワ)9633号	学納金返還 請求事件	◆大学を設置運営する被告との間で在学契約を締結し、学納金(入学金、前期授業料及び前期施設費)を納入した原告らが、後に当該大学への入学を辞退し、在学契約を解除したとして、不当利得による利得金返還請求権に基づき、被告に対して、入学金等の返還を求め、被告は学納金の不返還特約を根拠に支払を拒絶した事案	◆被告は、入学金については原告らに反対給付としての入学しうる地位を付与しているから、そもそも返還義務を負うことはないが、入学金以外の学納金については、新たな年度に入る前に在学契約を解除した者には返還されるべき性質のものであり、しかも、この部分に関する本件不返還特約は消費者契約法9条1号に基づき無効であるから、被告は既に前期授業料及び前期施設費を納入していた原告Aに対し、これを返還すべき義務を負うとして、請求の一部を認容した事例	9条1号:肯	学納金不返還特約について、消費者契約法9条1号に反し、無効であるとし、公序良俗の点については判断されなかった。同法10条は主張もされなかった。
401	平成15年11月7日 大阪地裁 平14 (ワ)6370号	学納金返還 請求事件	◆大学を設置運営する被告との間で在学契約を締結し、学納金(入学金、前期授業料及び前期施設費)を納入した原告が、後に当該大学への入学を取りやめ、準委任契約としての在学契約を解除したとして、不当利得による利得金返還請求権に基づき、被告に対して、入学金等の返還を求めたのに対し、被告は、不返還特約を根拠に支払を拒絶した事案	◆被告は、入学金については、原告らに反対給付としての入学しうる地位を付与しているから、そもそも返還義務を負うことはないが、入学金以外の学納金については、次年度に入る前に在学契約を解除した者には返還されるべき性質のものであり、しかも、この部分に関する本件不返還特約は消費者契約法9条1号に基づき無効であるから、被告は、既に前期授業料及び前期施設費を納入していた原告Aに対し、これを返還すべき義務を負うなどとして、原告の請求を一部認容した事例	9条1号:肯	学納金不返還特約について、消費者契約法9条1号に反し、無効であるとし、公序良俗の点については判断されなかった。同法10条は主張もされなかった。
402	平成15年10月23日 東京地裁 平14 (ワ)20642号	各不当利得 返還請求事 件	◆学校教育法所定の大学を設置する被告らが実施した入学試験に合格して被告らとの間で在学契約を締結し、入学時納入金を支払ったものの、その後、他大学に入学するために同契約を解除したと主張する原告らが、被告らに対し、入学時納入金を返還しない旨の合意は無効であるとして、不当利得に基づき別表1の請求欄記載の各納入金相当額及びこれに対する請求(本件訴状の送達)の日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案	◆私立大学の入学時納入金の内、入学金は在学契約上の地位の取得についての対価と見ることができるとして、その相当額については、入学辞退者からの返還請求が認められなかった事例 ◆私立大学の在学契約については、委任に関する民法651条2項ただし書は適用されず、入学時納入金についてなされた入学辞退者ないし退学者との間での不返還合意は公序良俗に反するとはいえないとされた事例 ◆私立大学の在学契約についても消費者契約法が適用され、入学辞退者に、入学時納入金を返還しない合意の内、入学金を超える部分は、損害賠償予定の金額とみるべきであるが、その金額は平均的損害を超えるもので無効とされ、返還請求が認められたが、中途退学者については、当該年度に納入すべき金額が平均的損害となるとされ、返還請求が認められなかった事例	9条1号:肯 10条:否	多数の共同訴訟の事案であった。入学金以外の学納金につき、消費者契約法9条1号に反し、無効とした。公序良俗違反、同法10条違反の主張については否定した。
403	平成15年10月23日 大阪地裁 平14 (ワ)9600号	学納金返還 請求事件	◆被告が設置する看護専門学校(以下「被告学校」という。)の平成14年度学生募集に応募し、合格通知を受けて、入学金、制服代金等を支払い、その後、被告学校への入学を辞退した原告が、被告に対し、不当利得に基づき、入学金及び制服代金等利得金の返還及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案	◆看護専門学校に合格し、入学金を支払った者は、後日入学を辞退しても、学校側に対し、入学金の返還を請求することはできないとされた事例	9条:外 10条:外	原告は、被告から被告学校に入学できる資格を付与された以上、権利金たる入学金の対価となる給付を受けたというべきであるから、入学金は不当利得となるものではないとし、被告が入学金を返還しないことは入学金不返還特約の効力に基づくものではないため、効力についての判断を要しないとされた。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
404	平成15年10月16日 大阪地裁 平14(ワ)6377号	学納金返還請求事件	◆被告の設置する私立大学の入学試験に合格し、被告に学納金(入学金、前期分授業料、前期分施設・設備費及び委託徴収金)を納入した上で入学を取りやめた原告らが、納入済みの学納金の返還を求めたところ、被告から、一度納入された学納金は返還しないとの約定(本件特約)を理由にその返還を拒否されたのに対し、同約定は消費者契約法及び民法90条により無効であるなどと主張して、被告に対し、原告Aは学納金全額相当額の、原告Bは前期分授業料及び委託徴収金相当額の不当利得返還を求めた事案	◆入学金返還については認めなかったものの、本件特約中、前期分授業料及び委託徴収金の不返還を定める部分は無効であるから、在学契約の解消に伴い、被告は納付した学納金のうち前期分授業料及び委託徴収金相当額の返還義務を負うとした事例	9条1号:肯 10条:否	前期分授業料及び委託徴収金の不返還を定める部分は、消費者契約法9条1号により、その全部が無効になるとした。同法10条違反、公序良俗違反、信義則違反及び権利濫用の主張についてはすべて否定した。
405	平成15年10月6日 大阪地裁 平14(ワ)9624号	学納金返還請求事件	◆原告らが、被告との間で在学契約を締結し、入学金等を納付した後、上記在学契約を解除したが、入学金等を一切返還しない旨の被告の定める入学試験要項は消費者契約法9条1号、10条及び民法90条により無効であると主張して、在学契約解除に基づき各入学金等(第1事件につき135万円、第2事件につき50万円)の返還及びこれに対する各訴状送達日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案	◆大学に合格した者が入学手続を行って入学金等を納付した後入学を辞退した場合、授業料を返還しない旨の特約は消費者契約法9条1号に無効であるとし、大学は、入学辞退者に対し、その返還義務を負うとされた事例	9条1号:肯 10条:外	授業料の不返還を定める部分は、消費者契約法9条1号により、その全部が無効になるとした。同法10条違反、公序良俗違反の主張について判断されなかった。
406	平成15年7月16日 京都地裁 平14(ワ)1832号	学納金返還請求、入学金返還請求事件[大学入学金等返還請求事件判決]	◆甲事件及び丙事件は、甲、丙事件原告らが、被告Aとの間で在学契約を締結し、入学金、初年度前期授業料、施設利用料等の金員(以下、これらの入学手続時に支払を要する費用を総称して「学納金」ともいう。)を納入したところ、その後入学を取りやめたと主張して、被告Aに対して、在学契約の解約に基づき学納金の返還及びこれに対する各訴状送達日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案 ◆乙事件は、乙事件原告(以下「原告D」という。))が、乙事件被告Bとの間で原告Dの子をB短期大学に在学させる旨の契約を締結し、被告成安に対して、学納金を納入したところ、その後原告Dの子の入学を取りやめたにもかかわらず入学金相当額を控除した学納金の返還しか受けられなかったと主張して、被告Bに対して、同契約の解約に基づき入学金の返還を求めた事案	◆大学入試に合格し、大学の定める手続に従って入学金等を支払う等した入学希望者と大学との間の在学契約は消費者契約に当たるとされた事例 ◆大学入試の合格者が大学に入学金等を支払った後、入学を辞退した場合において、入学金等の返還をしない旨の特約は消費者契約法により無効とされた事例	9条1号:肯	3月31日以前に在学契約を解約した原告D、Eについては、入学金についての返還請求をも認容した。
407	平成15年3月26日 さいたま地裁 平14(ワ)2347号	違約金請求事件	◆LPガス販売業者である原告が、原告と被告との間で締結されたLPガス販売契約に係る特約に基づき、被告に対し、同契約の解約に伴う約定違約金8万8000円及びこれに対する解約日の翌日である平成14年8月21日から支払済みまで商事法定利率による遅延損害金の支払を求めた事案	◆消費者契約法9条1号所定の「平均的な損害額」の主張立証については、同法が消費者保護を目的とする法律であること、消費者が事業者にとどのような損害が生じ得るのか把握しがたいこと、損害が生じていないという消極的事実の立証は困難であることなどに照らすと、事業者側が負担すべきものと解されるとした事例	9条1号:否	消費者契約法9条1号の「平均的な損害額」については、事業者たる原告が主張立証責任を負うものであり、この点が具体的に主張立証されていないとして、原告の請求を棄却した。
408	平成14年7月19日 大阪地裁 平13(ワ)9030号	損害賠償請求事件	◆車両販売契約の解除に伴う約定違約金請求の事案	◆消費者が自動車売買契約を解除した場合、事業者である売主に現実に損害が生じていないときは、事業者は、特約条項に基づき損害賠償金を請求することはできないとされた事例	9条:肯 10条:否	本件注文書への署名捺印(及び原告への提出)をもって売買契約締結の日と定める本件特約条項が消費者契約法10条に反し無効であるため、車両の現物が確保されていない本件においては、契約が不成立である旨の主張は排斥されたが、本件において、同法9条の「平均的損害」は発生していないとして、原告の請求を棄却した。
409	平成14年3月25日 東京地裁 平14(シ)12号	営業保証料請求控訴事件	◆飲食店を営む被控訴人が、当該飲食店において三〇名ないし四〇名でパーティーを実施するとの予約を解約した控訴人に対し、予約の際承諾した解約時の営業保証料(一人当たり五二二九円)の四〇人分である二〇万九一六〇円の支払を請求したところ、予約人数が三〇名であったとした上、一人当たり五二二九円の営業保証料の請求は権利濫用に当たらないとして、三〇名分の営業保証料合計一五万六八七〇円について請求を認容した原判決に対し控訴人が控訴した事案	◆パーティーを内容とするサービス契約の中途解約による損害賠償額の予定は、消費者契約法9条1号にいう「当該事業者が生ずべき平均的損害額」に限定されるところ、平均的損害額につき民事訴訟法248条の趣旨に従って裁判所が相当の損害額を認定した事例	9条1号:肯	消費者契約法9条1号の「当該事業者が生ずべき平均的損害額」について、民事訴訟法248条の趣旨に従って、パーティーの解約につき、一人当たりの料金四五〇〇円の三割に予定人数の平均である三五名を乗じた四万七二五〇円(4500×0.3×35=4万7250円)と認めるのが相当であるとされた。